

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	×98/100	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
		要介護2 (10,168 単位)		-62単位						
		要介護3 (16,883 単位)		-111単位						
		要介護4 (21,357 単位)		-184単位						
		要介護5 (25,829 単位)		-233単位						
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)		-91単位						
		要介護2 (12,985 単位)		-141単位						
		要介護3 (19,821 単位)		-216単位						
		要介護4 (24,434 単位)		-266単位						
		要介護5 (29,601 単位)		-322単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,697 単位)	-62単位								
	要介護2 (10,168 単位)	-111単位								
	要介護3 (16,883 単位)	-184単位								
	要介護4 (21,357 単位)	-233単位								
	要介護5 (25,829 単位)	-281単位								
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)										
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)										
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)										
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)									
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)									
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)									
「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。 ※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。										

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,800単位)	事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +4単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +120単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)	
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)		
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数 別利用度 別料金適用 者ありの場合	看護・介護職 員の員数が 定められた 場合	介護員が 不在の場合 ※	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	3時間以上5 時間未満の 通所介護を 行う場合	5時間以上9 時間未満の 通所介護を 行う場合	9時間以上15 時間未満の 通所介護を 行う場合	特定の地域 に居住する 者のための 介護提供	中山間地域 に居住する 者のための 介護提供	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※	介護員が 不在の場合 ※		
1 介護料	(1) 3時間以上4時間未満	介護料1	1,110																						
		介護料2	1,350																						
		介護料3	1,590																						
		介護料4	1,830																						
		介護料5	2,070																						
	(2) 4時間以上5時間未満	介護料1	1,350				×70/100																		
		介護料2	1,590				×70/100																		
		介護料3	1,830				×70/100																		
		介護料4	2,070				×70/100																		
		介護料5	2,310				×70/100																		
	(3) 5時間以上6時間未満	介護料1	1,590				×70/100																		
		介護料2	1,830				×70/100																		
		介護料3	2,070				×70/100																		
		介護料4	2,310				×70/100																		
		介護料5	2,550				×70/100																		
	(4) 6時間以上7時間未満	介護料1	1,830				×70/100																		
		介護料2	2,070				×70/100																		
		介護料3	2,310				×70/100																		
		介護料4	2,550				×70/100																		
		介護料5	2,790				×70/100																		
(5) 7時間以上8時間未満	介護料1	2,070				×70/100																			
	介護料2	2,310				×70/100																			
	介護料3	2,550				×70/100																			
	介護料4	2,790				×70/100																			
	介護料5	3,030				×70/100																			
(6) 8時間以上9時間未満	介護料1	2,310				×70/100																			
	介護料2	2,550				×70/100																			
	介護料3	2,790				×70/100																			
	介護料4	3,030				×70/100																			
	介護料5	3,270				×70/100																			
介護職員等特別見込料					2,310	2,310																			

注	※ 中山間地域に居住する者のための介護提供は、中山間地域に居住する者へのみの提供に限り、介護料は介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。
注	※ 中山間地域に居住する者のための介護提供は、中山間地域に居住する者へのみの提供に限り、介護料は介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。
注	※ 中山間地域に居住する者のための介護提供は、中山間地域に居住する者へのみの提供に限り、介護料は介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。

注	※ 介護料加算(1)の介護料加算額(1)は、介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。
注	※ 介護料加算(1)の介護料加算額(1)は、介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。
注	※ 介護料加算(1)の介護料加算額(1)は、介護料加算(1)の介護料加算額(1)に介護料加算額(2)を加算して算出される。

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	要介護1 (542 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要介護2 (496 単位)																
		要介護3 (450 単位)																
		要介護4 (404 単位)																
		要介護5 (358 単位)																
		要介護1 (568 単位)																
		要介護2 (522 単位)																
		要介護3 (476 単位)																
		要介護4 (430 単位)																
		要介護5 (384 単位)																
		要介護1 (614 単位)																
		要介護2 (568 単位)																
	要介護3 (522 単位)																	
	要介護4 (476 単位)																	
	要介護5 (430 単位)																	
	要介護1 (660 単位)																	
	要介護2 (614 単位)																	
	要介護3 (568 単位)																	
	要介護4 (522 単位)																	
	要介護5 (476 単位)																	
	(2) 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (450 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
			要介護2 (404 単位)															
			要介護3 (358 単位)															
			要介護4 (312 単位)															
要介護5 (266 単位)																		
要介護1 (514 単位)																		
要介護2 (468 単位)																		
要介護3 (422 単位)																		
要介護4 (376 単位)																		
要介護5 (330 単位)																		
(二) 4時間以上5時間未満		要介護1 (468 単位)																
		要介護2 (422 単位)																
	要介護3 (376 単位)																	
	要介護4 (330 単位)																	
	要介護5 (284 単位)																	
	要介護1 (528 単位)																	
要介護2 (482 単位)																		
要介護3 (436 単位)																		
要介護4 (390 単位)																		
要介護5 (344 単位)																		
(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (486 単位)																	
	要介護2 (440 単位)																	
	要介護3 (394 単位)																	
	要介護4 (348 単位)																	
	要介護5 (302 単位)																	
	要介護1 (546 単位)																	
要介護2 (500 単位)																		
要介護3 (454 単位)																		
要介護4 (408 単位)																		
要介護5 (362 単位)																		
(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (504 単位)																	
	要介護2 (458 単位)																	
	要介護3 (412 単位)																	
	要介護4 (366 単位)																	
	要介護5 (320 単位)																	
	要介護1 (564 単位)																	
要介護2 (518 単位)																		
要介護3 (472 単位)																		
要介護4 (426 単位)																		
要介護5 (380 単位)																		
(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (522 単位)																	
	要介護2 (476 単位)																	
	要介護3 (430 単位)																	
	要介護4 (384 単位)																	
	要介護5 (338 単位)																	
	要介護1 (582 単位)																	
要介護2 (536 単位)																		
要介護3 (490 単位)																		
要介護4 (444 単位)																		
要介護5 (398 単位)																		
(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (540 単位)																	
	要介護2 (494 単位)																	
	要介護3 (448 単位)																	
	要介護4 (402 単位)																	
	要介護5 (356 単位)																	
	要介護1 (600 単位)																	
要介護2 (554 単位)																		
要介護3 (508 単位)																		
要介護4 (462 単位)																		
要介護5 (416 単位)																		
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (450 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要介護2 (404 単位)																
		要介護3 (358 単位)																
		要介護4 (312 単位)																
		要介護5 (266 単位)																
		要介護1 (478 単位)																
		要介護2 (432 単位)																
		要介護3 (386 単位)																
		要介護4 (340 単位)																
		要介護5 (294 単位)																
		(2) 4時間以上5時間未満																要介護1 (496 単位)
																		要介護2 (450 単位)
	要介護3 (404 単位)																	
	要介護4 (358 単位)																	
	要介護5 (312 単位)																	
	要介護1 (524 単位)																	
	要介護2 (478 単位)																	
	要介護3 (432 単位)																	
	要介護4 (386 単位)																	
	要介護5 (340 単位)																	
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (542 単位)																
		要介護2 (496 単位)																
		要介護3 (450 単位)																
		要介護4 (404 単位)																
要介護5 (358 単位)																		
要介護1 (570 単位)																		
要介護2 (524 単位)																		
要介護3 (478 単位)																		
要介護4 (432 単位)																		
要介護5 (386 単位)																		
(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (588 単位)																	
	要介護2 (542 単位)																	
	要介護3 (496 単位)																	
	要介護4 (450 単位)																	
	要介護5 (404 単位)																	
	要介護1 (616 単位)																	
要介護2 (570 単位)																		
要介護3 (524 単位)																		
要介護4 (478 単位)																		
要介護5 (432 単位)																		
(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (636 単位)																	
	要介護2 (590 単位)																	
	要介護3 (544 単位)																	
	要介護4 (498 単位)																	
	要介護5 (452 単位)																	
	要介護1 (664 単位)																	
要介護2 (618 単位)																		
要介護3 (572 単位)																		
要介護4 (526 単位)																		
要介護5 (480 単位)																		
(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (682 単位)																	
	要介護2 (636 単位)																	
	要介護3 (590 単位)																	
	要介護4 (544 単位)																	
	要介護5 (498 単位)																	
	要介護1 (710 単位)																	
要介護2 (664 単位)																		
要介護3 (618 単位)																		
要介護4 (572 単位)																		
要介護5 (526 単位)																		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1) 1回につき 22単位を加算																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1) 1回につき 18単位を加算																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1) 1回につき 6単位を加算																
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 月につき 所定単位×104/1000																
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 月につき 所定単位×76/1000																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 月につき 所定単位×42/1000																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 月につき +(3)の90/1000																
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 月につき +(3)の80/1000																
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 月につき 所定単位×31/1000																
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 月につき 所定単位×24/1000																

注：「療養型又は療養型の名称を付する利用者の割合が一定以上を要する施設」を「療養型」とし、「認知症対応型通所介護費」を「認知症対応型通所介護費」とし、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。

注：介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和3年3月1日までの算定期間。

注：令和3年3月30日までの間、認知症対応型通所介護費の取扱いについて、所定単位の半分の率に算定する算定方法を要する。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,423 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100
		要介護2 (15,318 単位)					
		要介護3 (22,283 単位)					
		要介護4 (24,593 単位)					
		要介護5 (27,117 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,391 単位)					
		要介護2 (13,802 単位)					
		要介護3 (20,076 単位)					
		要介護4 (22,158 単位)					
		要介護5 (24,433 単位)					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (570 単位)						
	要介護2 (638 単位)						
	要介護3 (707 単位)						
	要介護4 (774 単位)						
	要介護5 (840 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)					
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ヒ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)					
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)					
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)					
ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)					
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)					
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)					
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)				
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)					
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)					

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
- ※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (764 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -75単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 (800 単位)									
		要介護3 (823 単位)									
		要介護4 (840 単位)									
		要介護5 (858 単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (752 単位)									
		要介護2 (787 単位)									
		要介護3 (811 単位)									
		要介護4 (827 単位)									
		要介護5 (844 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 (792 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -86単位 -75単位 -79単位 -81単位 -83単位 -84単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 (828 単位)									
		要介護3 (853 単位)									
		要介護4 (869 単位)									
		要介護5 (886 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 (780 単位)									
		要介護2 (816 単位)									
		要介護3 (840 単位)									
		要介護4 (857 単位)									
		要介護5 (873 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)										

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	生活機能向上支援加算(Ⅰ)	生活機能向上支援加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症対応加算(Ⅰ)	認知症対応加算(Ⅱ)	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	自設・実習スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (562 単位)	×70/100	-54単位	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (3日に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)
	要介護2 (609 単位)															
	要介護3 (679 単位)															
	要介護4 (744 単位)															
	要介護5 (813 単位)															
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (562 単位)															
	要介護2 (609 単位)															
	要介護3 (679 単位)															
	要介護4 (744 単位)															
	要介護5 (813 単位)															
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)														
ニ 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 22単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)														
	(2) 看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1,180単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)														
ホ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)														
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)														
ヘ 結核対応看護連携体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 40単位を加算)														
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)														
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)															
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)															
シ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)															

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日につき)	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) <従来の型>	要介護1 (582 単位)																		
	要介護2 (651 単位)																			
ロ ユニーク型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日につき)	(1) ユニーク型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <ユニーク型>	要介護1 (582 単位)																		
	要介護2 (651 単位)																			
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日につき)	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) <従来の型>	要介護1 (579 単位)																		
	要介護2 (648 単位)																			
ニ 経過のユニーク型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日につき)	(1) 経過のユニーク型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) <ユニーク型>	要介護1 (582 単位)																		
	要介護2 (651 単位)																			
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入診を要した場合及び入所者に対して自宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																		
注 外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して在宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定																		
ホ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)																		
ヘ 再入所時介護連携加算		(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)																		
ト 退所時等相対加算		(1) 退所前訪問相談加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定) (2) 退所後訪問相談加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 退所時相談加算 (400単位) (4) 退所時連携加算 (500単位)																		
チ 栄養マネジメント強化加算		(1日につき 11単位を加算)																		
リ 経口移行加算		(1日につき 28単位を加算)																		
ル 経口維持加算		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)																		
レ 口腔衛生管理加算		(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1日につき 110単位を加算)																		
ロ 療養加算		(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))																		
リ 配置医師緊急対応加算		(1) 早朝・夜間の場合 (1回につき 650単位を加算) (2) 深夜の場合 (1回につき 1300単位を加算)																		
ロ 看取り介護加算		(1) 看取り介護加算(Ⅰ) (1) 要介護1 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡前4日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算) (2) 看取り介護加算(Ⅱ) (1) 要介護1 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡前4日又は3日 (1日につき 780単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1580単位を加算)																		
リ 在宅療養支援加算		(1日につき 10単位を加算)																		
ロ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 40単位を加算)																		
リ 小規模拠点集約型施設加算		(1日につき 60単位を加算)																		
ロ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																		
リ 認知症行動・心理状態緊急対応加算		(入所者7日に限り 1日につき200単位を加算)																		
チ 看護マネジメント加算		(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1日につき 13単位を加算) (3) 看護マネジメント加算(Ⅲ) (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))																		
リ 排せつ支援加算		(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1日につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1日につき 20単位を加算) (4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)																		
ロ 自立支援促進加算		(1日につき 300単位を加算)																		
リ 科学的介護推進体制加算		(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1日につき 50単位を加算)																		
ロ 安全対策体制加算		(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)																		
リ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																		
ロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/1000)																		
リ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×27/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×23/1000)																		

※ 安全管理体制未実施加算については令和3年10月1日から、安全管理の事業を達成しない場合は減算については令和3年4月1日から適用する。
 ※ 看護マネジメント加算(Ⅲ)、排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの期は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の繰上り算定について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	12,438	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925	-925	-30
		要介護2	17,403						-925	-925	-30
		要介護3	24,464						-925	-925	-30
		要介護4	27,747						-1,850	-1,850	-60
		要介護5	31,386						-2,914	-2,914	-95
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	11,206						-925	-925	-30
		要介護2	15,680						-925	-925	-30
		要介護3	22,042						-925	-925	-30
		要介護4	25,000						-1,850	-1,850	-60
		要介護5	28,278						-2,914	-2,914	-95
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1	570								
		要介護2	637								
		要介護3	705								
		要介護4	772								
		要介護5	838								
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 800単位を加算)									
		(2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 500単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)									
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)									
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))									
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度))									
		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき +160単位(月2回を限度))									
ヒ 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)									
フ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)									
ク 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算)									
		(2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)									
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)									
コ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算)									
		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)									
ケ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)									
キ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)									
ク 介護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算)									
		(2) 介護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)									
ク 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算)									
		(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算)									
		(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)									
ケ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
キ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算)									
		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 25単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)									
ク 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×102/1000)									
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×74/1000)									
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×41/1000)									
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき +(3)×90/100)									
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき +(3)×80/100)									
ク 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×15/1000)									
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×12/1000)									

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イから土までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イから土までにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																						
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 (414 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	19,700	10,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000																					
		要支援2 (415 単位)																																								
		(二) 4時間以上 5時間未満																				要支援1 (464 単位)																				
																						要支援2 (465 単位)																				
		(三) 5時間以上 6時間未満																				要支援1 (514 単位)																				
																						要支援2 (515 単位)																				
	(四) 6時間以上 7時間未満	要支援1 (564 単位)																																								
		要支援2 (565 単位)																																								
	(五) 7時間以上 8時間未満	要支援1 (614 単位)																																								
		要支援2 (615 単位)																																								
	(六) 8時間以上 9時間未満	要支援1 (664 単位)																																								
		要支援2 (665 単位)																																								
	(二) 3時間以上 4時間未満	要支援1 (414 単位)																				×70/100	×70/100	×63/100	19,700	10,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		要支援2 (415 単位)																																								
		(二) 4時間以上 5時間未満																																								要支援1 (464 単位)
																																										要支援2 (465 単位)
		(三) 5時間以上 6時間未満																																								要支援1 (514 単位)
																																										要支援2 (515 単位)
	(四) 6時間以上 7時間未満	要支援1 (564 単位)																																								
		要支援2 (565 単位)																																								
	(五) 7時間以上 8時間未満	要支援1 (614 単位)																																								
		要支援2 (615 単位)																																								
	(六) 8時間以上 9時間未満	要支援1 (664 単位)																																								
		要支援2 (665 単位)																																								
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (211 単位)	×63/100	×63/100	19,700	10,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000																					1,000
		要支援2 (212 単位)																																								
	(2) 4時間以上5時間未満	要支援1 (233 単位)																																								
		要支援2 (234 単位)																																								
	(3) 5時間以上6時間未満	要支援1 (255 単位)																																								
		要支援2 (256 単位)																																								
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 (277 単位)																																								
		要支援2 (278 単位)																																								
	(5) 7時間以上8時間未満	要支援1 (299 単位)																																								
		要支援2 (300 単位)																																								
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 (321 単位)																																								
		要支援2 (322 単位)																																								

ハ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき、22単位を加算)	注
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき、18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき、6単位を加算)	

イ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×104/1000)	注
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×76/1000)	所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×42/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+3,990/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+3,990/100)	
ホ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×31/1000)	注
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×24/1000)	所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計

※ 「介護費又は介護費の発生を理由とする利用者数の減少に一定の上乗せしている場合」、「事業所と同一建物の利用者への介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和6年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型通所介護費のⅠ及びⅡについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (423 単位)						
		要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)						
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)							
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/100)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)					
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/100)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/100)					

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注	注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	3ユニットで夜勤を行う職員の数2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (748 単位)				-75単位		1日につき +50単位			
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (776 単位)				-75単位		1日につき +50単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからレまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)									
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからレまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。